

鹿屋市立南部学校給食センター調理配送等業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1 目的

南部学校給食センター調理配送等業務委託の実施に当たり、学校給食の質の低下を招くことがないように十分配慮しながら、受託者の技術力や経営感覚等を導入することで効率的な運営を図るとともに、受託者が有する食品衛生や経験等に関するノウハウを活用することにより「安全・安心な学校給食」の実現を目指すもの

2 業務概要

- (1) 業務名 鹿屋市立南部学校給食センター調理配送等業務委託
- (2) 業務内容 仕様書のとおり
- (3) 委託期間 令和7年8月1日から令和10年7月31日まで
複数年契約（債務負担行為）
- (4) 選定方法 企画提案書及びプレゼンテーションの審査による公募型プロポーザル方式
- (5) 提案上限額 636,867,000 円（消費税及び地方消費税を含む）
※ 金額は、契約金額や予定価格を示すものではない。提案にあたっては、上記金額を超えないものとする。

3 参加資格

- (1) 公募参加者は、以下の資格要件を満たすものとする。また、共同企業体（法人及び個人を含む）で応募する場合は、共同企業体を代表する者（以下「代表企業」という。）を選定し、代表企業は、公募業務の窓口特定企業体となる。
 - ア 鹿屋市物品調達等入札参加資格を有していること。
 - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。
 - ウ 公募型プロポーザル方式参加表明書（以下「参加表明書」という。）の提出期限から受注候補者の特定の日まで、他の自治体又は鹿屋市物品又は役務の調達等に係る有資格業者の指名停止に関する要綱（平成24年鹿屋市告示第23号）に基づく指名停止を受けていないこと。
 - エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第255号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされているものでないこと。
 - オ 国税、都道府県税及び市区町村税の滞納がないこと。
 - カ 過去3年以内に、学校給食業務又は大量調理施設調理業務において、食品衛生法の営業停止処分を受けていないこと。
 - キ 小学校又は中学校を対象とした学校給食センター等の大量調理施設で、学校給食を1日5,500食以上提供する事業の受託実績を5年以上有しているもので、かつ集団給食施設での調理業務契約を現在締結していること。
- (2) 留意事項
共同企業体として参加する場合は、「鹿屋市立南部学校給食センター調理配送等業務における特定業務委託共同企業体の取扱について」に指定されている様式を提出すること。

4 受注候補者選定スケジュール（予定）

項 目	期 限 等
公募公告	令和 7 年 4 月 1 日（火）
参加表明書提出期限	令和 7 年 4 月 14 日（月）
参加資格確認通知 参加要請書送付	令和 7 年 4 月 28 日（月）
質問受付期間	令和 7 年 4 月 28 日（月） から 令和 7 年 5 月 12 日（月） まで
質問に関する回答期限	令和 7 年 5 月 19 日（月）
企画提案書等提出期限	令和 7 年 6 月 2 日（月）
一次審査（書類選考）結果及び 二次審査開催通知送付	令和 7 年 6 月 16 日（月）
二次審査（プレゼンテーション）	令和 7 年 6 月 30 日（月）
指名委員会（受託者決定）	令和 7 年 7 月 9 日（水）（予定）
決定通知発送及び公表	令和 7 年 7 月 11 日（金）（予定）

※ 日程については、都合により変更する場合がある。

5 参加表明書の提出

提案者は、本プロポーザルへ参加する意思表示として次の書類を提出すること。

(1) 提出書類

ア 公募型プロポーザル方式参加表明書（第 1 号様式）

イ 参加資格確認表（別紙）

※ 共同企業体で参加の場合は、「鹿屋市立南部学校給食センター調理配送等業務における特定業務委託共同企業体の取扱いについて」に指定されている様式

(2) 提出期限 令和 7 年 4 月 14 日（月）（必着）

6 提案資格の確認

前号の参加表明書を提出した事業者には、提案資格の確認結果を通知する。また、提案書の提案者として選定した者に対し、参加要請書を送付する。

7 質問の受付及び回答

この実施要領及び仕様書に関する質問があるときは、質問書（第 4 号様式）を以下の要領で提出すること。

(1) 受付期間 令和 7 年 4 月 28 日（月）から令和 7 年 5 月 12 日（月）まで

(2) 受付方法 電子メールで提出すること。

(3) 提出先 鹿屋市立南部学校給食センター

電子メールアドレス：nanbu_gkc@city.kanoya.lg.jp

(4) 回答方法 質問とそれに対する回答内容を参加者全てに電子メールにて回答する。

(5) 回答期限 令和 7 年 5 月 19 日（月）

8 企画提案書等について

- (1) 提出期限 令和7年6月2日(月)
- (2) 提出部数 9部(正本1部、副本8部(副本はコピー可))及びCD-ROM1枚
(PDF形式で電子データ化したもの)
※ 提出された資料の返却はしない。提出物については、業者選定の目的のみに使用し、他の目的には使用しない。
- (3) 提出方法 郵送または直接持参(郵送の場合は必着)
- (4) 提出先 鹿屋市立南部学校給食センター
〒893-0046 鹿児島県鹿屋市横山町1663番地
(電話 0994-31-9930/FAX 0994-31-9931)
- (5) 費用負担 提案書等作成及び提出に係る費用は、応募者側の負担とする。
- (6) 企画提案書 企画提案書は1者1案とし、下記の資料を提出すること。
 - ア 提案書(第5号様式)
 - イ 会社概要書(第6号様式)
 - ウ 過去の学校給食調理配送業務に係る実績及び給食数等がわかる資料
 - エ 業務計画書(第7号様式)
 - オ 見積書(第8号様式)
 - カ 直近の「法人税」及び「消費税及び地方税」に滞納がない旨の証明
 - キ マニュアル等(調理業務、配送業務、アレルギー対応食)
 - ク 指定項目に関する資料(第9号様式)

<指定項目>

 - (ア) 事業者の学校給食調理業務に関する特徴
 - (イ) 学校給食を実施するにあたっての市との関わり方
 - (ウ) 事業実施及び施設運用に際してのランニングコスト低減の考え方
 - (エ) 調理業務実施における安全衛生管理
 - (オ) 配送業務実施における安全衛生管理
 - (カ) アレルギー対応食提供のための実施体制及び留意点
 - (キ) 地産地消の推進への協力のあり方
 - (ク) 業務従事者のモチベーションを維持、向上させるための体制作りの考え方
 - (ケ) 業務従事者の勤務労働条件及び調理従事者体制
 - (コ) 業務従事者の事前研修及び年間を通じた研修

9 審査方法・基準

委託事業者の選定は、鹿屋市立南部学校給食センター調理配送等業務委託業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)において、業務計画書、企画提案書及びプレゼンテーションの内容を総合的に審査し、項目ごとに点数付けを行い、得点上位から優先提案者としての順位を決定する。

ただし、最高得点者が複数ある場合は、選定委員会において協議し、特定する。

- (1) 業務計画書 25点(事務局が採点)
- (2) 企画提案書(プレゼンテーション) 55点(選定委員会が採点)
- (3) 見積書 20点(事務局が採点)

ア 一次審査

業務計画書及び見積書の審査を行い、得点上位一定数を選定する。

イ 二次審査

一次審査を通過した者の企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリングを行い、最優秀提案者を決定する。

(ア) 二次審査の実施日時及び場所

令和7年6月30日(月)(予定)

※ 時間・場所等については別途通知する。

(イ) プレゼンテーションの実施方法

- a 企画提案書に基づき、提案の内容を説明すること。
- b 説明時間は、20分以内とし、その後10分程度のヒアリングの時間を設ける。
- c プレゼンテーションの参加者は3名以内とする。
- d プレゼンテーションの際に、プロジェクター等を使用することは認めるが、模型や実物の追加提案は認めないものとする。

※ プロジェクター、スクリーンは、鹿屋市で準備する。

※ 提案者が1者であっても、選定委員会で定めた合格点(7割以上)に達している場合は、本プロポーザルは成立するものとする。

10 審査結果の通知

審査後、参加者全てに結果の通知を送付する。なお、選定に関する異議等は受け付けません。その後、優先提案者と契約締結の交渉を行う。契約交渉が不調の時は、次点の受注候補者と契約締結の交渉を行うこととする。

11 その他

(1) 失格事項

次の各号のいずれかに該当する者は、失格とする。

- ア 参加表明書及び企画提案書に虚偽の記入をした者
- イ 企画提案書受付期限時において応募資格がなく、企画提案書等を提出した者又は委託契約締結までの間に応募資格を有しなくなった者
- ウ 企画提案書の作成留意事項、提出方法及び提出期限に適合しない者
- エ 企画提案書を複数案提出した者
- オ 企画提案書に盗用した疑いがあると選定委員会が認めた者
- カ その他、選定委員会が不適格と認めた者

(2) 企画提案書等の取扱い

- ア 提出後の企画提案書等の追加、修正、差し替え等は認めない。
- イ 企画提案書等は返却しない。また、必要に応じて補足資料等を求める場合がある。
- ウ 提出された企画提案書等は、応募者に無断で本業務の受託者選定以外の目的に使用しない。
- エ 企画提案書等の審査を行う際、必要な範囲において参加者に通知することなく複製を作成することがある。

(3) 使用する言語、通貨及び単位

日本語、日本国通貨及び計量法(令和4年法律第51号)に定める単位とする。文字サイズは10ポイント以上とする。